

基本目標 7 快適でより便利なまちをつくるために

施策 21 良好な市街地の形成

対象	市内全域	意図	便利で快適になる
施策の方向	都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として、適正な土地利用を推進するとともに、市民の身近な景観の価値を高める景観まちづくりを推進し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。		
基本的取組の体系	21-1	適正な土地利用の推進	
	21-2	景観まちづくりの推進	

調布市は、都心に近い交通至便な立地にありながら、国分寺崖線などの緑、多摩川や野川などの水辺や湧水の自然環境に恵まれ、都市の利便性と自然の豊かさの両方を享受できるまちとしての特性を有しています。

市内には、都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川などの大規模な公園緑地やオープンスペースがあります。また、樹林地、田畑などの農地の広がりにより、市街地におけるうるおいを創出しています。

将来にわたって、自然の豊かさと都市の利便性やにぎわいを感じられる暮らしやすいまちであり続けるためには、市民、事業者及び市の協働によるまちづくりを推進し、地域の特性を生かした住民参加のまちづくりを進めていく必要があります。

21-1 適正な土地利用の推進

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●都市計画マスタープランの改定・地域別街づくり方針の運用	住みやすいと感じている市民の割合	93.1% (H24)	95.0% (H30)
●地区計画制度の活用			
●住民発意の街づくり活動の支援			
●適正な開発への誘導			

地域主権推進一括法により、用途地域等の都市計画決定権限が、東京都から市に移譲され、これまでも増して地域の特性に応じた計画的な土地利用を誘導する必要があります。

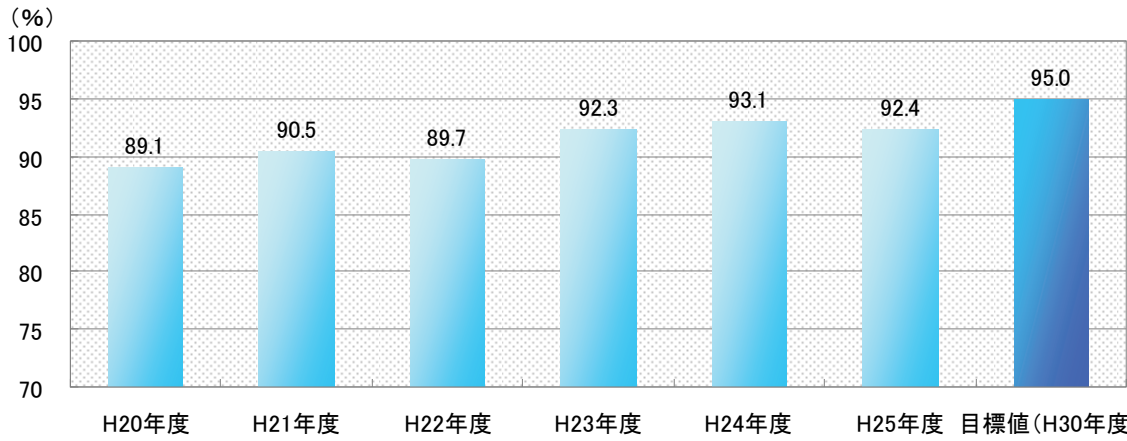
調布市は、住民発意による街づくりを推進するため、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（街づくり条例）」に基づき、住民による話し合いの場として「街づくり協議会」「街づくり準備会」を認定して支援するとともに、検討の結果生まれた提案やルールを都市計画制度等によって担保できるよう支援しています。

「街づくり協議会・準備会」はこれまで 20 地区で設立され、住民参加の意識の高まりがみられます。また、地区ごとのまちづくりの目標やルールを定める地区計画は、平成 26 年 3 月末時点で 10 地区が決定されています。

今後も市内の様々な場所で住民発意による街づくりの活動が展開されるよう支援していくことが求められるとともに、市民・事業者及び市の協働により地域の特性を生かした良い街づくりを進めていく必要があります。

◆【まちづくり指標】住みやすいと感じている市民の割合

9割以上の市民が住みやすさを実感しています

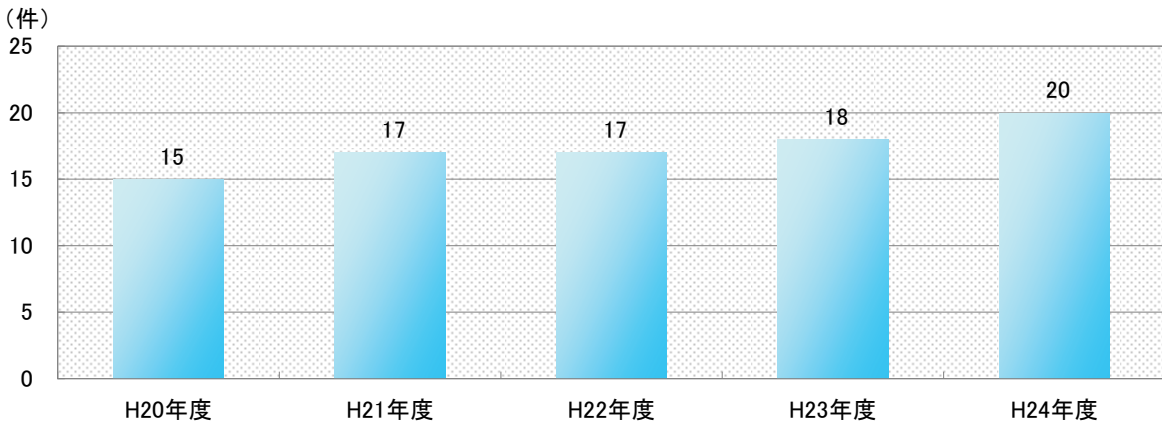


資料：調布市民意識調査

◆街づくり協議会・準備会の設立状況

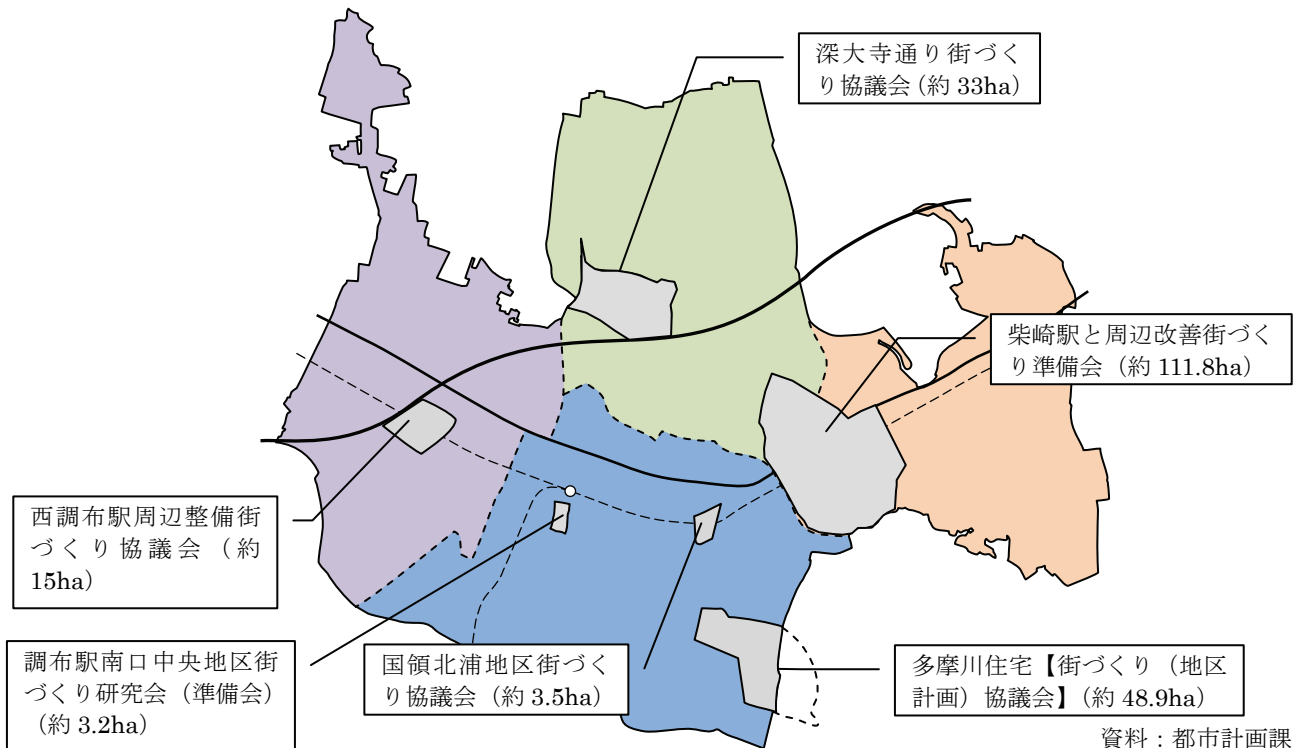
着実に設立が進み、住民発意の街づくりを展開しています

街づくり協議会・準備会の累計設立件数



資料：都市計画課

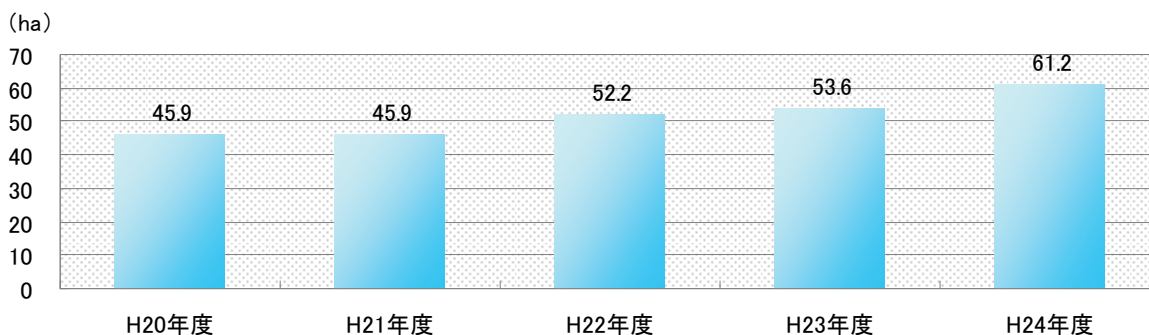
街づくり協議会・準備会が設置されている区域



資料：都市計画課

◆地区整備計画区域面積（累計）

市内 10 地区で地区計画が都市計画決定されたことで、平成 24 年度までに約 61ha で地区整備計画を策定しています



資料：都市計画課

21-2 景観まちづくりの推進

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●調布の自然・地域の個性を生かした景観価値の向上	市内に優れた景観があると感じている市民の割合	72.1% (H24)	80.0% (H30)
●街並み・景観保全に向けた規制・誘導			
●地域における景観意識の醸成			

平成 16 年の景観法施行以降、各都道府県、政令都市、中核市は景観行政団体として良好な景観の形成を促進するなど、景観行政を担っています。さらに一部の市町村や特別区でも、独自に景観行政を担えるよう景観行政団体へ移行しています。

調布市では、これまで地区計画制度の活用、建築物の高さの最高限度を定める高度地区や「深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区」における特別用途地区の指定などにより、良好な景観形成に向けた規制誘導を実施してきました。平成 24 年 4 月には、個性的で魅力あふれる「調布らしい景観」をつくりはぐくんでいくための基本的な方向性を示す調布市景観基本計画を策定しました。平成 25 年 6 月に景観行政団体に移行し、建築物等に対する届出審査を通して、良好な景観形成のための規制誘導に努めています。

現在約 8 割の市民が、市内に優れた景観があると感じていますが、より多くの市民が市の景観の良さを感じられるようにするためには、これまでのまちづくりの取組などを踏まえ、各種施策との連携、様々な市民活動の推進や景観学習、景観法や都市計画法などの諸制度の適切な活用や運用、関係機関などとの連携による推進体制づくりなど、総合的な景観施策を展開していく必要があります。

◆都内の景観行政団体

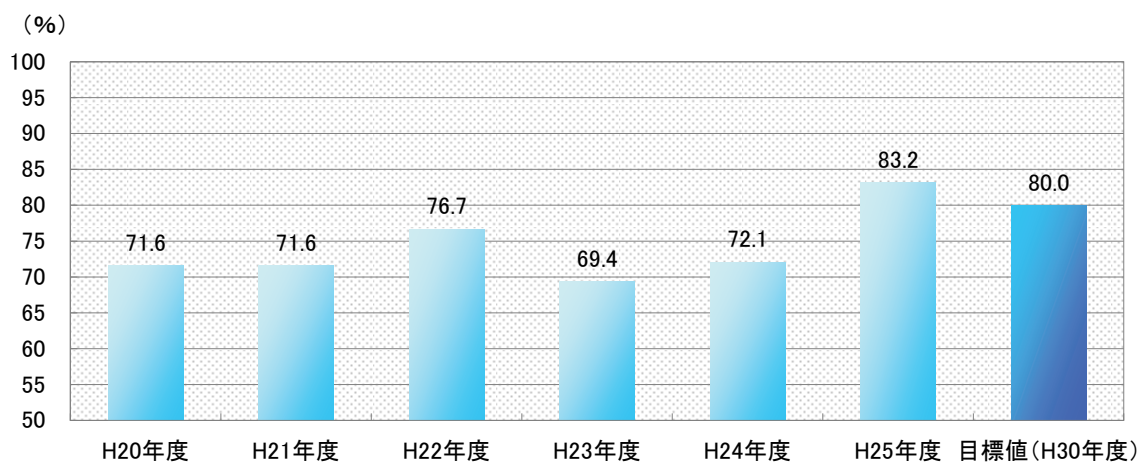
都内の17区6市が移行しており、調布市は市部で6番目の移行となりました

区市町村	景観行政団体移行日	区市町村	景観行政団体移行日	区市町村	景観行政団体移行日
世田谷区	平成19年12月11日	町田市	平成21年8月1日	台東区	平成23年8月15日
府中市	平成20年1月1日	目黒区	平成21年11月30日	渋谷区	平成24年6月18日
新宿区	平成20年7月18日	品川区	平成22年7月15日	立川市	平成24年7月1日
江東区	平成20年12月15日	江戸川区	平成23年1月16日	三鷹市	平成25年2月1日
足立区	平成21年4月1日	板橋区	平成23年3月23日	大田区	平成25年4月1日
杉並区	平成21年4月1日	八王子市	平成23年4月1日	文京区	平成25年5月1日
墨田区	平成21年5月1日	荒川区	平成23年5月1日	調布市	平成25年6月1日
港区	平成21年6月1日	練馬区	平成23年5月1日		

資料：東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課ホームページ

◆【まちづくり指標】市内に優れた景観があると感じている市民の割合

平成24年度までは7割前後の市民が市内の景観の良さを実感していましたが、平成25年度には8割以上に達しています



資料：調布市民意識調査

◆調布市の景観特性



資料：調布市景観基本計画

施策 22 地域特性を生かした都市空間の形成

対象	市内全域	意図	地域特性を踏まえ、多様な機能が調和し、人々が集い、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎがある
施策の方向	京王線の地下化を機に、駅前広場や鉄道敷地周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、地域の特性を生かした質の高い都市空間を形成します。		
基本的取組の体系	22-1	魅力的な中心市街地の形成	
	22-2	駅周辺におけるまちづくり	
	22-3	深大寺地区におけるまちづくり	

多摩地域が、将来見込まれる人口減少や急速な少子高齢化、低炭素社会の実現などの課題に対応しつつ、活力と魅力にあふれる地域となるよう、東京都では、平成21年に「東京の都市づくりビジョン」改定とあわせて「多摩の拠点整備基本計画」を改定しました。同基本計画においては、鉄道駅など公共交通の結節点等に形成されている生活拠点のうち、今後の整備を先導するまちづくりの取組が行われている拠点として7地区が選定されており、そのうち1地区に調布駅・布田駅・国領駅周辺地区が選定されています。

22-1 魅力的な中心市街地の形成

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
<ul style="list-style-type: none"> ●面的整備手法の活用 ●魅力的な駅前広場の整備 ●鉄道敷地の整備と活用 ●歩行者の回遊性の向上 ●都市景観の創造 ●中心市街地活性化の推進 	中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合	36.4% (H24)	70.0% (H30)

京王線が地下化により、分断されていた市街地の一体化、鉄道敷地となっていた土地の有効活用、交通渋滞の解消、歩行者・自転車の安全性の向上など、様々な面で調布市の都市構造は大きな変化を遂げることとなります。

現時点では、半数以上の市民が中心市街地の賑わいや魅力を感じており、今後街づくりの進展とともに更なる賑わいの創出が期待されます。

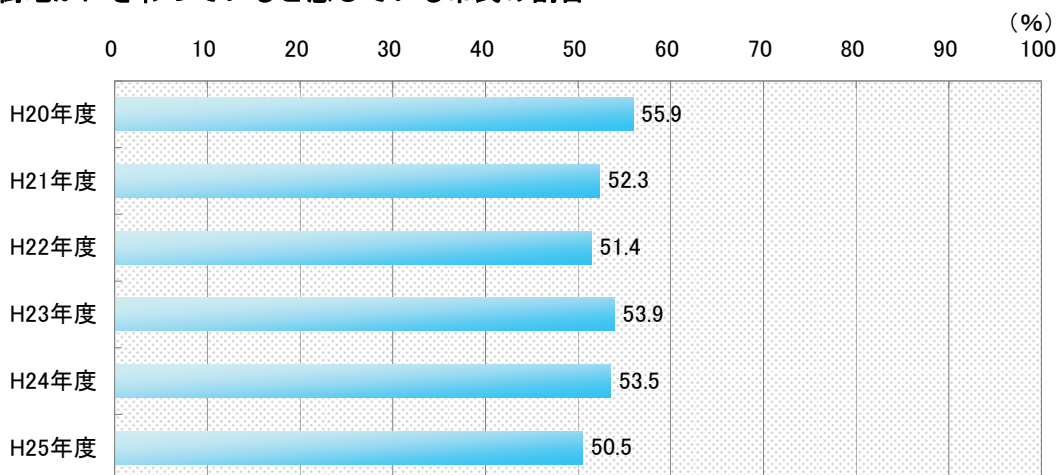
京王線連続立体交差事業により鉄道が地下化された調布・布田・国領の駅前広場と各駅をつなぐ鉄道敷地は、中心市街地デザイン・コンセプトに基づき、市全体の活性化にも寄与するよう、広がりや連続性のある都市空間として整備していく必要があります。

京王線連続立体交差事業による効果を最大限に引き出すことができるよう、調布市中心市街地活性化プランにより、ソフト・ハードが一体となったにぎわいと魅力あふれるまちづくりを進めていく必要があります。

◆中心市街地に対する市民の意識

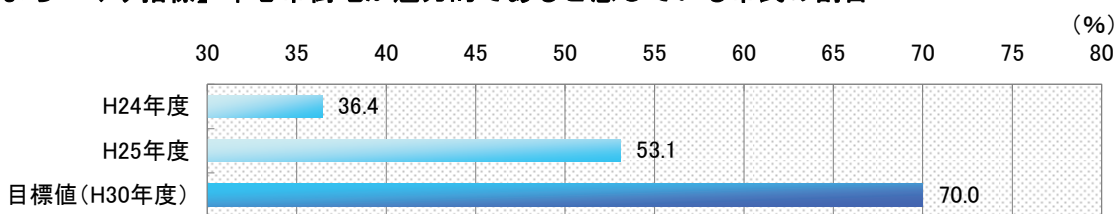
開発途上の中心市街地において、半数以上の市民が賑わいを実感しています

中心市街地がにぎわっていると感じている市民の割合



資料：調布市民意識調査

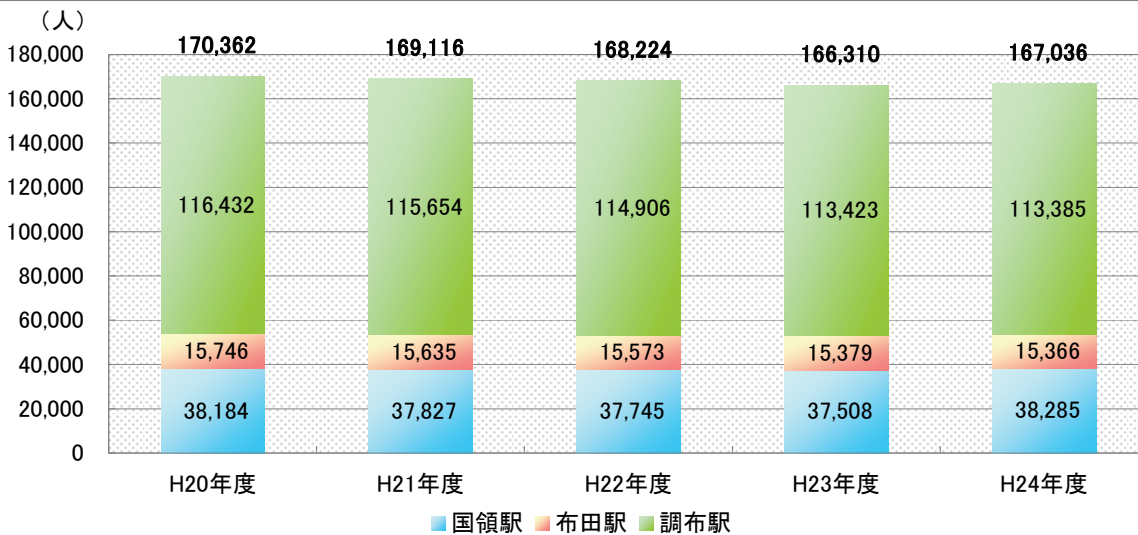
【まちづくり指標】中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合



資料：調布市民意識調査

◆調布・布田・国領3駅の1日平均乗降客数

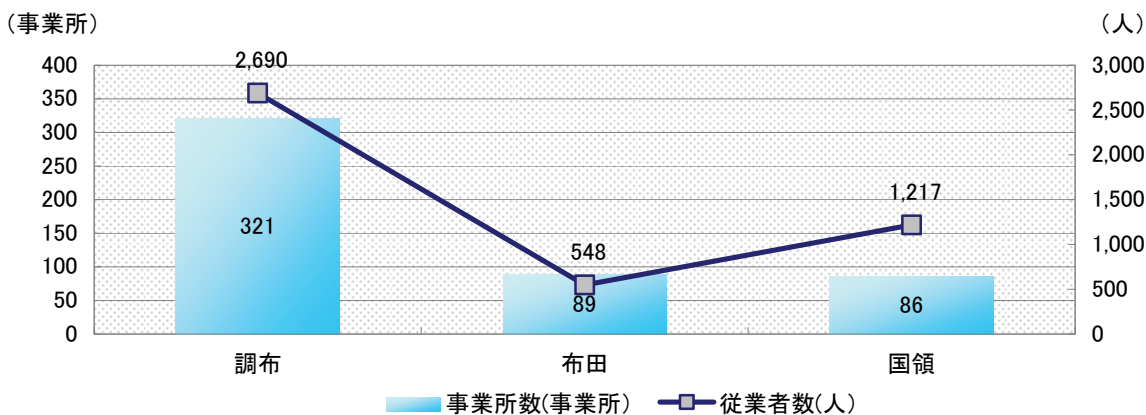
減少傾向が続いていましたが、京王線が地下化された平成24年度は国領駅が増加に転じています



資料：京王電鉄(株)ホームページ

◆中心市街地（調布・布田・国領）の卸売・小売業事業所数・従業者数

事業所・従業者の6割以上が調布に集中しています
 国領は布田に比べ、事業所は少ないものの、従業者は2倍以上となっています



資料：経済センサス（平成24年2月）

22-2 駅周辺におけるまちづくり

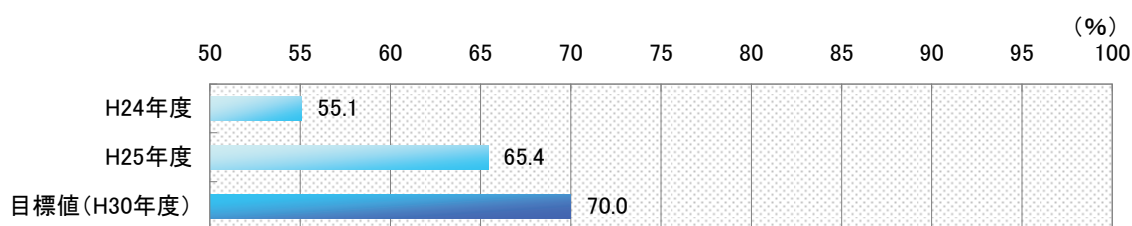
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値(年度)	目標値(年度)
●駅周辺のまちづくり	駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合	55.1%	70.0%
●公共サインの整備		(H24)	(H30)

市内にある各駅の周辺は、それぞれの地域に暮らす人々の日常生活の中心となっています。駅周辺の利便性が高いと感じる市民は増加傾向にあり、今後も各駅の周辺が近隣住民の生活の拠点としての機能を保ち続けられるよう、各地域の特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。

柴崎駅周辺地区は、交通環境改善に向け、地域住民とともにまちづくりの方向性を見定めながら、短期・中期・長期といった段階的なまちづくりの検討が必要です。

◆【まちづくり指標】駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合

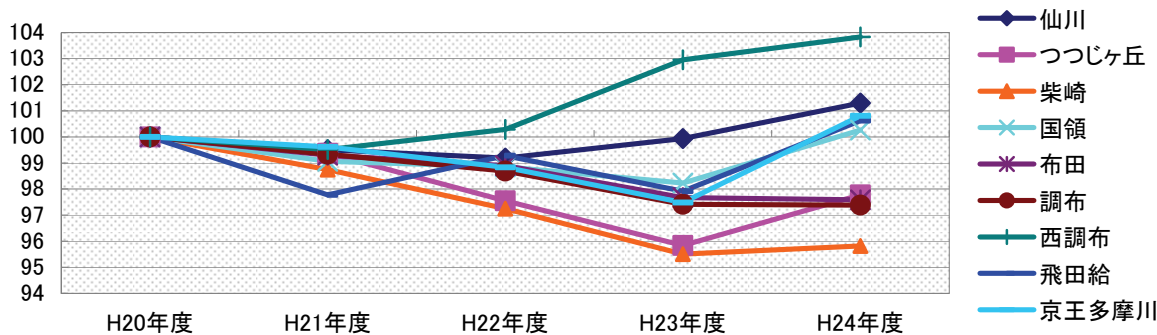
6割以上の市民が駅周辺の利便性を感じており、その割合は増加傾向にあります



資料：調布市民意識調査

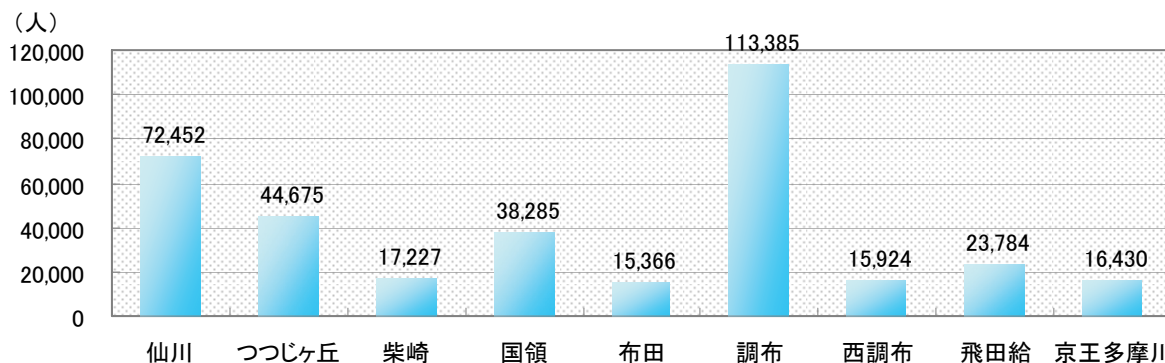
◆各駅の乗降客数の変化（平成20年度を100とした場合）

平成20年度から平成24年度にかけて、西調布、仙川などは利用が増加しているのに対し、柴崎、つつじヶ丘、調布などは利用が減少しています



資料：京王電鉄（株）ホームページ記載のデータをもとに作成

（参考）市内各駅の1日平均乗降客数（平成24年度）



資料：京王電鉄（株）ホームページ

22-3 深大寺地区におけるまちづくり

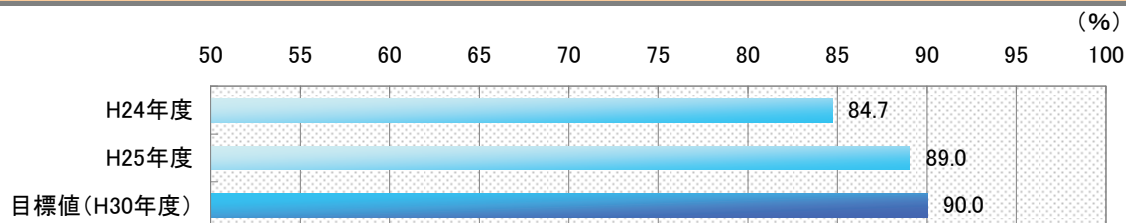
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●深大寺地区におけるまちづくり	深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合	84.7%	90.0%
●街なみ景観の保全		(H24)	(H30)

深大寺地区は、古刹として知られ、そば店などが建ち並ぶ調布市の代表的な観光地となっており、多くの市民がその景観の良さを実感しています。

調布市では、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、深大寺地区を街づくり推進地区（深大寺周辺地区）に指定しています。また、同条例に基づく「深大寺通り街づくり協議会」が中心となり、街づくり協定が締結されるなど、地区住民による活発な活動が行われており、これらの活動と連携を図りながら、歴史的・文化的な風情を感じさせる街なみ景観を形成し、地区の魅力を高めていく必要があります。

◆【まちづくり指標】深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合

9割近くの市民が深大寺周辺の景観の良さを感じており、その割合は増加傾向にあります



資料：調布市民意識調査

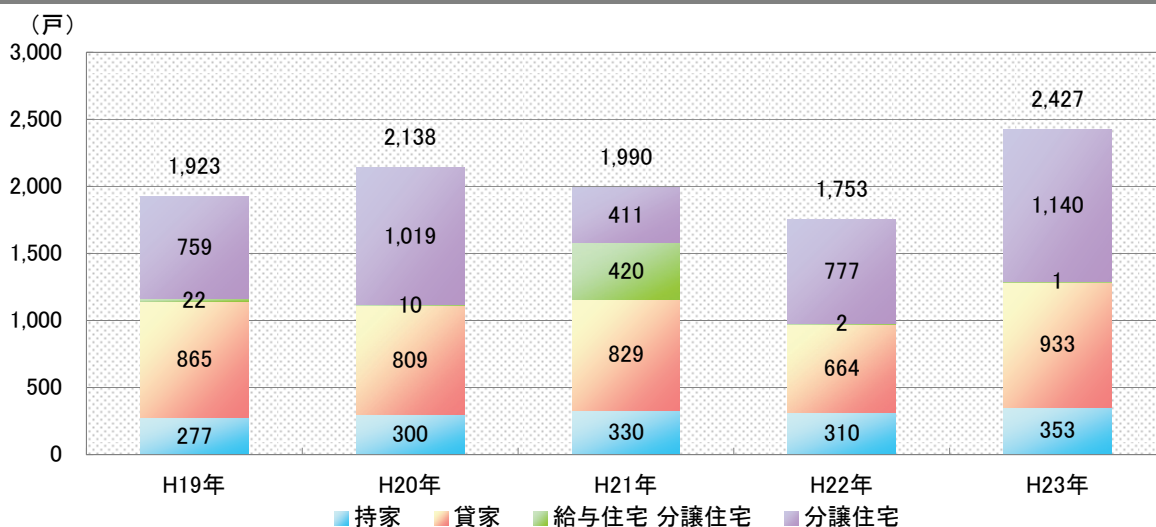
施策 23 良好な住環境づくり

対象	市民	意図	安全で安心して快適に住み続けられる
施策の方向	住宅の「質」の向上を推進し、住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するとともに、既存住宅ストックの活用や、超高齢社会に対応する住環境を形成します。		
基本的取組の体系	23-1	安全・安心な住環境づくり	
	23-2	良好な居住環境の形成と支援	

住生活基本法（平成 18 年施行）により、これまでの住宅の量の確保から、質の向上へと大きな転換が図られました。住宅の耐震化、太陽光発電設備設置などの省エネルギー化及び長寿命化の推進など、災害に強い住環境、少子高齢化への対応など、福祉分野等との連携による良質な住宅ストックの形成などが課題となっています。

◆利用関係別住宅着工戸数

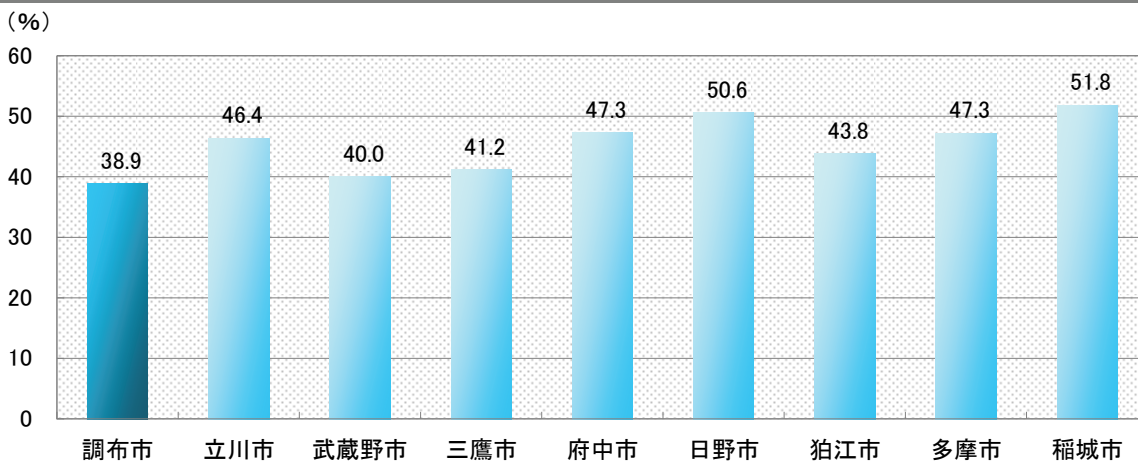
新築着工の持家は年 300 戸程度で推移している一方、貸家・分譲住宅は年により着工数が大きく異なります



資料：東京都都市整備局市街地建築部建築企画課「建築統計年報」

◆持ち家比率（平成 20 年比較）

近隣自治体の中で最も低く、最も高い稲城市を約 13 ポイント下回ります



資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年 10 月）

Column

【国】新たな「住生活基本計画（全国計画）」（平成 23 年 3 月）

・住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）が策定から 5 年を経過したため、見直しを実施
 <改定のポイント>

- ・ハード面（広さ等）に加え、ソフト面の充実により住生活を向上
- ・老朽マンション対策など、住宅ストックの管理・再生対策を推進
- ・新築住宅市場に加え、既存住宅流通・リフォーム市場の整備を推進

<計画の目標と基本的な施策>

- 目標 1：安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築（住宅の品質・性能の向上や居住環境の整備を図るとともに、住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の実現）。
- 目標 2：住宅の適正な管理及び再生（住宅ストックの適正な管理の促進、特に急増する老朽マンション等の適正な管理と再生。住宅の維持管理情報の蓄積、マンションの適切な管理・維持修繕の促進等）
- 目標 3：多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備（国民一人一人が、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた住宅を無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現）
- 目標 4：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保（高齢者、障害者、子育て世帯等に対する、住宅セーフティネットの構築、公営住宅等の適切な供給、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する居住支援協議会への支援強化 等）

【都】首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住の実現を目指して—東京都住宅マスタープラン（平成 24 年 3 月）

- ・今後 10 年間の住宅政策の展開の方向を以下の視点から示す。
- 視点 1：高度な安全性を備えた市街地の構成要素としての住宅や、地域・社会の中で生活を支える居住の実現
- 視点 2：既存ストックが抱える課題解決のための適切な対策と既存ストックの有効活用による質の高い住生活の実現
- 視点 3：都民の多様なニーズへの対応など、公民の連携による市場機能の充実・強化
- 視点 4：多様な主体・分野との連携による様々な世帯に適切に対応できる住宅セーフティネット機能の再構築

23-1 安全・安心な住環境づくり

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●住宅マスタープランの見直し	市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率	85.3% (H24)	93.0% (H30)
●住宅の耐震化の促進			
●分譲マンション管理の支援			

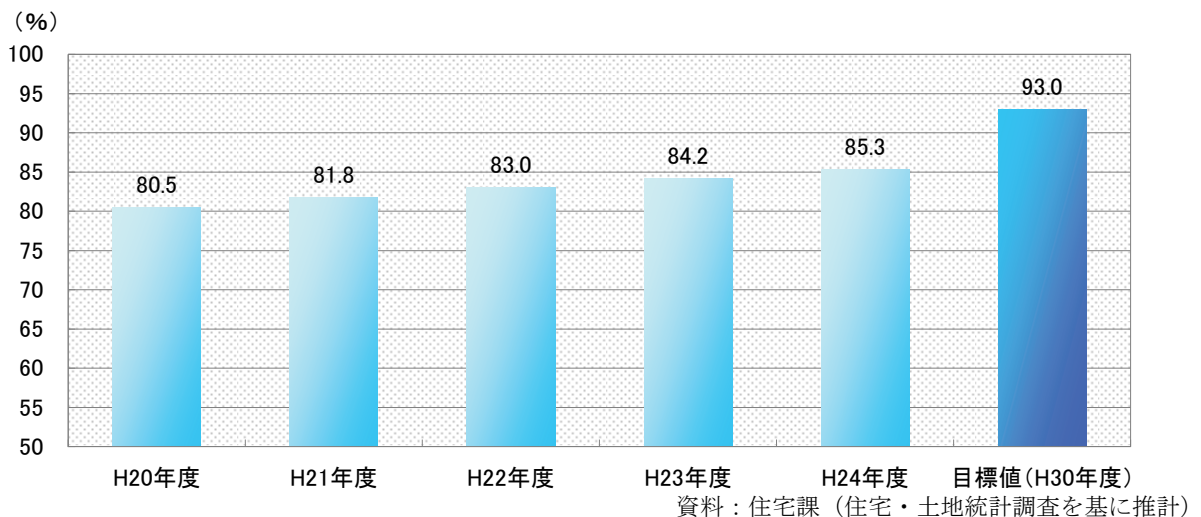
東日本大震災を背景に、災害から生命や財産を守るうえで、安全な住まいの重要性が再認識されるようになりました。安全で安心な住環境を形成していくためには、防災性や耐震性を備えた災害に強い住環境づくりを推進していくことが必要です。

分譲マンションでは、高齢化やコミュニティの希薄化が進むことによる管理組合機能の低下が課題となっています。今後、老朽化に伴う大規模修繕や建替え等への対応が必要なマンションが増加することが見込まれることから、マンション管理の適正化に向けた支援が必要となっています。

調布市では、市内の住宅の耐震化率は85%と推計されており、直近4年間では4ポイントの上昇となっています。住宅の耐震化については、耐震診断を受けても耐震改修に至らないことも大きな課題となっています。その要因として、多額の費用負担を要することや、安心して相談できる機関がわからない等の問題が挙げられます。市民一人一人が抱える状況に応じたきめ細やかな相談体制による市民への支援策が必要となっています。

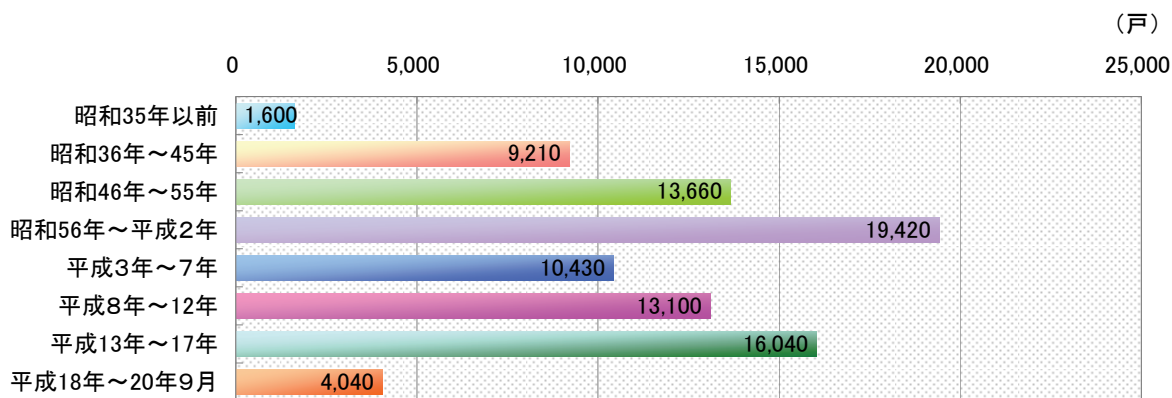
◆【まちづくり指標】市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率（推計値）

8割以上の住宅がすでに耐震化されており、4年間では4ポイント上昇しています

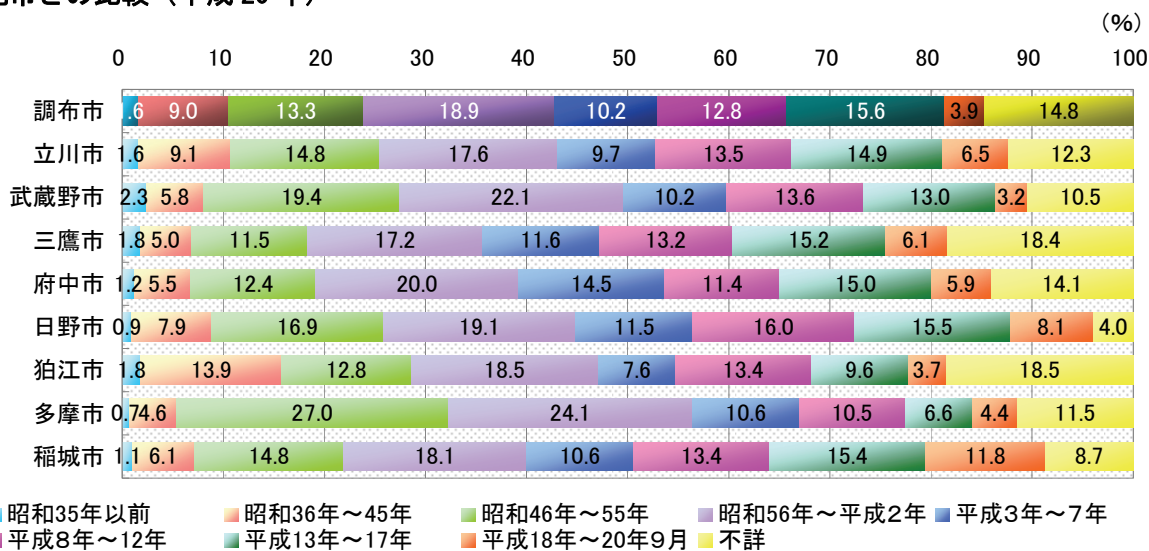


◆建築時期別住宅数（平成 20 年）

新耐震基準が定められる前に建てられた、築 30 年を超える建物が市内に 24,000 戸以上存在し、全体の 3 割近くにのぼります



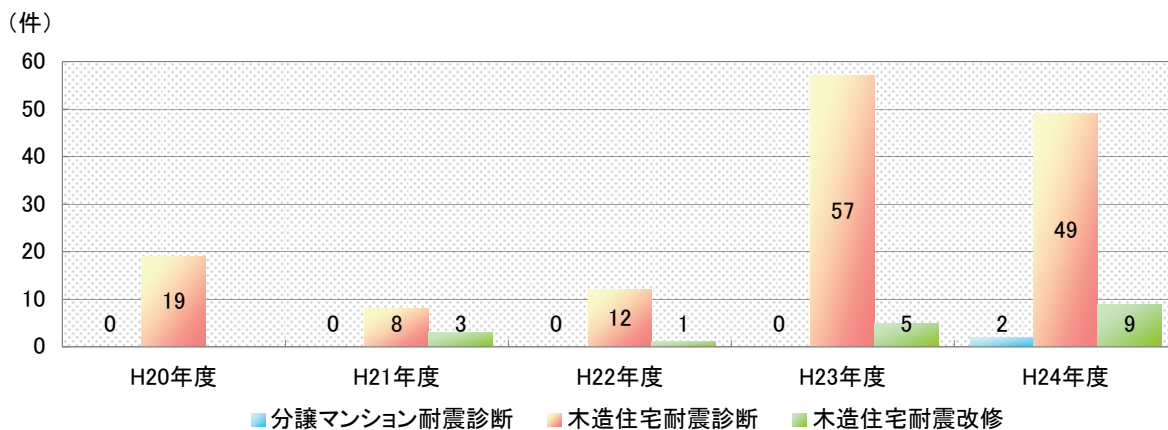
他市との比較（平成 20 年）



資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年 10 月）

◆耐震診断、耐震改修に対する助成件数

耐震診断助成の件数は増えつつありますが、木造住宅の耐震改修への助成は 5 か年で 18 件にとどまらず
分譲マンションでは耐震診断も進んでいません



資料：調布市事務報告書（住宅課）

23-2 良好な居住環境の形成と支援

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●居住環境改善の促進	高齢者（65歳以上）の居住する住宅のバリアフリー化率	54.2%	70.0%
●居住支援の推進		（H24）	（H30）

平成19年7月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が施行され、住宅政策と福祉政策等が連携し、総合的、計画的に対応を推進していくことが求められています。

また、平成20年には長期優良住宅（長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅）の普及の促進に関する法律が制定されました。調布市でも認定件数が着実に増加しており、これまでに600件以上が認定を受けています。

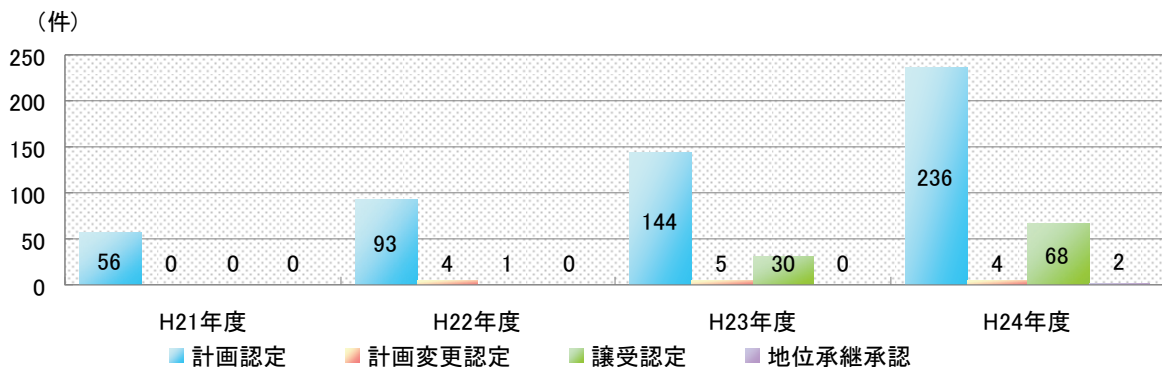
東京都は、平成22年に、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に推進するため、「高齢者の居住安定確保プラン」を策定しました。

高齢者世帯やひとり親家庭の増加、不況による低所得者層の増加等により、調布市では安心して低廉な家賃の公営住宅（都営・市営）の入居希望者が非常に多くなっているほか、公営住宅の高齢化や、高齢者が住む住宅でのバリアフリー化も費用負担の問題から市の補助支援の利用が伸びておらず課題となっています。

また、住宅確保要配慮者が安心して安定的に暮らすことができるよう、様々な分野が連携し、市民一人一人に応じた居住の確保を図るための仕組みづくりや、環境整備を検討していく必要があります。

◆長期優良住宅認定件数

計画認定件数が着実に増加し、平成21年度以降500件以上の住宅が新たに認定を受けています

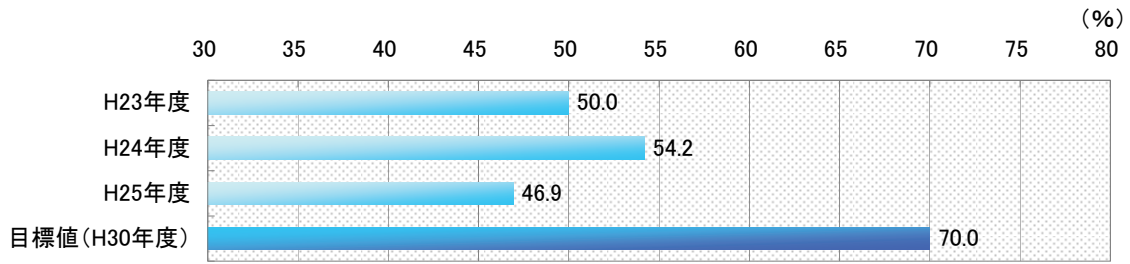


資料：調布市事務報告書（住宅課）

- ※計画認定 …長期優良住宅の建築・維持保全をしようとする者が長期優良住宅建築等計画を作成・申請し、所管行政庁から認定を受けたもの
- ※計画変更認定…認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更しようとする者が変更申請を行い、所管行政庁から認定を受けたもの
- ※譲受認定 …分譲事業者が認定を受けた長期優良住宅について、譲受人が決定したときに両者が共同で変更申請を行い、所管行政庁から認定を受けたもの
- ※地位承継承認…認定を受けた長期優良住宅について、一般承継されたとき又は所有権その他維持保全等の権原が移譲されたときに、その権利を受け継いだ者が申請を行い、所管行政庁から承認を受けたもの

◆【まちづくり指標】高齢者（65歳以上）の居住する住宅のバリアフリー化率

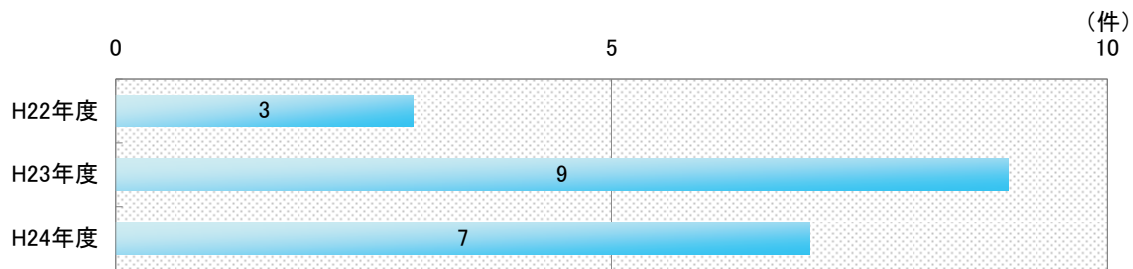
平成30年度に70%の住宅でのバリアフリー化をめざしていますが、平成23年度から平成25年度にかけては50%前後で推移しており、住宅におけるバリアフリー化が進んでいないのが現状です



資料：調布市民意識調査

◆バリアフリー対応住宅に対する助成件数

高齢者の居住する住宅の半数近くがバリアフリー化されていない一方、助成は3年間で19件にとどまっています



資料：調布市事務報告書（住宅課）

施策 24 安全で快適なみちづくり

対象	市内全域の道路	意図	安全、快適、円滑に通行できる
施策の方向	周辺環境への配慮と歩行者空間の確保を図りながら、円滑に移動できる道路網の整備を計画的に進め、歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人たち並びに沿道住民にとって、安全で快適なみちづくりを推進するとともに適切な維持管理に取り組みます。		
基本的取組の体系	24-1	円滑に移動できる道路網の整備	
	24-2	人と環境にやさしい道路空間の整備	
	24-3	災害に強い道路空間の整備・維持管理	

道路は、交通の円滑化による都市機能の向上を図るとともに、避難路の確保による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活や経済活動に不可欠な社会資本です。道路の役割に応じて、地域の特性や将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成していく必要があります。

◆調布市内の都市計画道路



都施行路線（4路線：延長3,750m）

図中番号	路線名	区間	延長
①	調3・4・17狛江仙川線	調3・4・1号線(甲州街道)～三鷹市境	790m
②	調3・4・7喜多見国領線	調3・4・10号線(品川通り)～京王線	420m
③	調3・4・18狛江銀座吉祥寺線	調3・4・1号線(甲州街道)～深大寺南町三丁目	1,600m
④	調3・4・11柴崎駅下石原線	調3・4・26号線(三鷹通り)～調3・2・6号線(武蔵境通り)	940m

凡例

- 優先整備路線（都施行）
- 優先整備路線（市施行）
- 要検討路線
- 未整備の都市計画道路
- 整備済または事業中の都市計画道路

平成23年12月末現在

市施行路線（10路線：延長3,850m）

図中番号	路線名	区間	延長
⑤	調3・4・9入間蛇久保線	調3・4・17号線～西つつじヶ丘四丁目	230m
⑥	調3・4・10東京競馬場線	世田谷区境～東つつじヶ丘二丁目	1,250m
⑦	調3・4・21つつじヶ丘南口線	つつじヶ丘駅～調3・4・10号線(品川通り)	140m 駅前広場2,500㎡
⑧	調3・4・8柴崎駅小足立線	柴崎駅～調3・4・10号線(品川通り)	180m 駅前広場2,500㎡
⑨	調3・4・26多摩川三鷹線	調3・4・10号線(品川通り)～都道119号線(旧甲州街道)	510m 駅前広場3,000㎡
⑩	調3・4・28品川道天神前線	調3・4・10号線(品川通り)～調3・4・1号線(甲州街道)	610m
⑪	調3・4・30調布駅深大寺線	調3・4・1号線(甲州街道)～調布ヶ丘一丁目	500m
⑫	調3・4・31西調布南口線	西調布駅～調3・4・10号線(品川通り)	180m 駅前広場2,000㎡
⑬	調3・4・32西調布境橋線	西調布駅～都道229号線(旧甲州街道)	120m 駅前広場2,000㎡
⑭	調3・4・33飛田給南口線	飛田給駅～調3・4・10号線(品川通り)	130m 駅前広場3,100㎡

要検討路線(道路のあり方を検討する路線)

図中番号	路線名	区間	延長
⑮	調3・4・30調布駅深大寺線	調3・4・11号線(佐須街道)～調3・5・12号線(深大寺通り)	420m

資料：調布のみちづくり 都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）

24-1 円滑に移動できる道路網の整備

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●都市計画道路の計画的な整備	普段利用する市内の道路が安全であると感じている市民の割合	47.8%	60.0%
●生活道路等の計画的な整備		(H24)	(H30)
●中心市街地における道路網の形成			

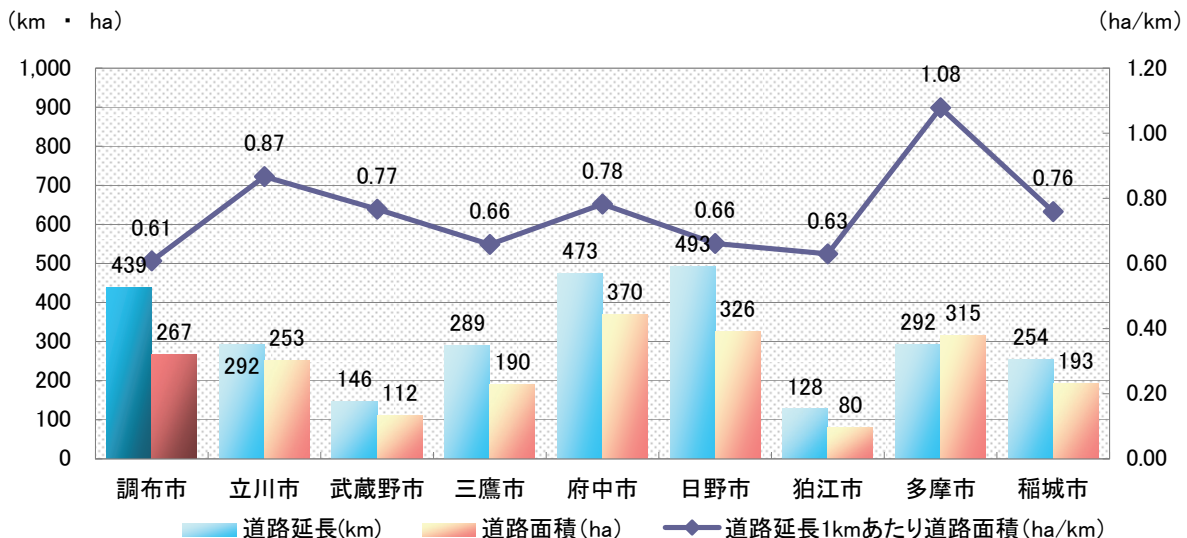
京王線連続立体交差事業により、いわゆる開かずの踏切 12 箇所を含む、18 箇所の踏切が除却されました。これにより、慢性的な交通渋滞が解消され、道路交通の円滑化が図られました。

調布市の平成 24 年度末時点での道路整備率は、都市計画道路が 50.8%、幅員 6m 以上の生活道路が 31.3%、幅員 4m 未満の狭い道路は 17.1%となっています。市民意識調査によれば、市内の道路が安全であると感じている市民はまだ半数に達していないのが現状です。

いずれの道路の整備も地権者の理解や財源確保が必要であることから、事業の選択と集中を図り、各路線の早期完成を目指す必要があります。

◆道路延長、道路面積（平成 24 年度比較）

道路延長に対する道路面積が近隣自治体に比べ低く、市内の道路が比較的狭いことがうかがえます



資料：東京都建設局道路管理部「東京都道路現況調査」，平成 24 年 4 月現在